

JA建物更生共済はみなし贈与の対象外？



ご案内

生命保険の満期金等の受取で、保険料の負担者と満期金の受取人が異なる場合、保険料の負担者から満期金の受取人に贈与があったものとして贈与税が課税されます。

一方、JAの建物更生共済の満期金の受取で、保険料負担者と満期金の受取人が異なる場合、このような取り扱いはなく、受取人の一時所得として課税されます。

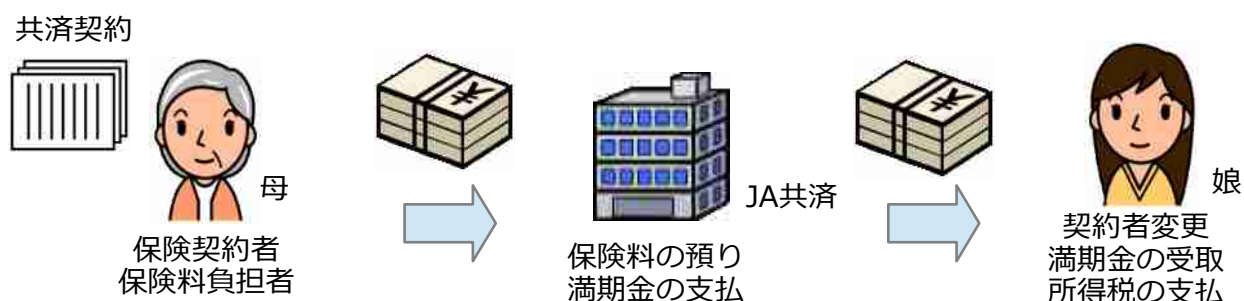
結果的に、JAの建物更生共済を贈与手段として活用する方がいらっしゃるようですが・・・

一般の生命保険契約の場合



母が養老保険契約を締結。満期金の受取人を娘に指定。
保険契約が満期を迎えると、払い込んだ保険料の大半が満期金として娘へ渡る。
⇒保険会社経由で母が娘にお金を贈与しているのと類似しているため、贈与税が課税される。

JAの建物更生共済の場合



母がJAの建物更生共済に加入。加入後、娘に契約者変更。
保険契約が満期を迎えると、払い込んだ保険料の大半が満期金として娘へ渡る。
⇒相続税法の規定するみなし贈与の対象外であるため、娘に贈与税は課税されない。

注意！理論上は、契約者変更時に「解約返戻金相当額を娘に贈与した」ものとして贈与税が課税されるリスクがあります。契約者変更時には贈与税の申告が必要なのかもしれません。

JAの建物更生共済の満期金の課税関係

娘の一時所得として課税されます。

(満期金 - 母が支払った保険料 - 50万円) ÷ 2 に対して課税されます。

娘への一時所得の課税は僅少であると考えられます。



満期金への課税は軽微です。

